

〔別紙２〕

令和 7 (2025) 年度市町 D X 推進アドバイザー業務評価基準

- 1 評価項目、評価内容及び配点は、下表のとおりとし、各選定委員が採点する。
- 2 辞退者及び失格者を除いた企画提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった企画提案者を契約者の候補（以下「契約候補者」という。）として選定する。
- 3 2 に該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。
- 4 3 に該当する企画提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった企画提案者を契約候補者とする。
- 5 2、3 及び 4 に関わらず総合点が 50 点未満の企画提案者は契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

（評価項目及び各項目の配点）

（満点 100 点）

| 審査項目 |            |     | 評価内容                                                             | 配点  |
|------|------------|-----|------------------------------------------------------------------|-----|
| 1    | 業務内容の理解度   | (1) | 業務目的、業務内容を十分に理解した提案であるか。                                         | 10  |
| 2    | 企画提案の優位性   | (2) | D X 推進に当たり、幅広い分野の知見を有しているか。                                      | 10  |
|      |            | (3) | 市町が抱えるニーズ・課題の明確化について適切なヒアリング及び助言が期待できるか。                         | 20  |
|      |            | (4) | D X 推進に当たり、体制の構築や取組等に係る実効性のある助言が期待できるか。                          | 20  |
|      |            | (5) | D X 推進に向けた、効果的な人材育成・活用に係る助言や、研修が期待できるか。                          | 20  |
| 3    | 企画提案の実施可能性 | (6) | 実施体制が業務を安定的に遂行できるものであるか。<br>※市町のニーズや課題に応じた専門人材を複数者配置できる体制となっているか | 10  |
|      |            | (7) | 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。                                        | 5   |
|      |            | (8) | 業務内容に見合った適切な経費であるか。                                              | 5   |
| 合計   |            |     |                                                                  | 100 |

（選定委員）

選定委員は、次の 5 名とする。

| 所属                   | 職名                | 備考   |
|----------------------|-------------------|------|
| 栃木県総合政策部デジタル戦略課      | 課長                | 委員長  |
| 栃木県総合政策部デジタル戦略課      | 課長補佐（総括）          | 副委員長 |
| 栃木県総合政策部デジタル戦略課      | 課長補佐              |      |
| 栃木県経営管理部行政改革 ICT 推進課 | 副主幹               |      |
| 栃木県                  | 最高マーケティング責任者（CMO） |      |